

阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱

阿見町新商品開発事業支援補助金交付要綱(平成21年告示第56号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 町は、町の魅力発信及び地域産業の活性化を図るため、地域資源を活用した新商品の開発等に取り組む者に対し、予算の範囲内において阿見町新商品開発等支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる者は、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条に規定する認定経営革新等支援機関の支援を得て、商品の開発、改良及び販売促進に取り組む者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 阿見町商工会

(2) 町内に住所を有する者又は事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第4号に定める事業者をいう。以下同じ。)で組織する任意団体(3者以上で組織されたものに限る。)

(3) 次の要件のいずれかを満たす事業者

ア 阿見町商工会に所属していること。

イ あみ観光協会に所属していること。

ウ 阿見町認定農業者連絡協議会に所属していること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等又はその関係者と密接な関係にある者であるとき。

(2) 町税又は法人税に滞納があるとき。ただし、徴収猶予を受けている場合を除く。

(3) 税務署に事業所得の確定申告を提出していないとき。ただし、事業所得の確定申告が不要である場合を除く。

(4) 町の他の補助等を受けた商品又は事業について、補助金の交付を受けようとするとき。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱による補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに阿見町新商品開発等支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない

ない。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請について審査し、当該審査に基づく交付の可否について、阿見町新商品開発等支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出して、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更等の承認)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その可否について審査し、その内容が適正であると認めた場合は、阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の変更等承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(中止し、又は廃止した場合を含む。以下同じ。)は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、第5条の規定による補助金の交付内容に適合していると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、阿見町新商品開発等支援補助金額確定通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が、補助事業の遂行上で必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとする場合は、阿見町新商品開発等支援補助金概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前条に規定する通知を受けた後、補助金の請求をする場合は、阿見町新商品開発等支援補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に決定した補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 当該補助事業の交付決定後、当該年度中に理由なく事業に着手しないとき。
- (4) 正当な理由がなく事業が完了しないとき。
- (5) 法令の規定により許認可等を取り消されたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、阿見町新商品開発等支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 前項に規定する財産については、補助事業完了の翌年度から起算して3年間において町長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

3 前項に定める期間において、町長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、既に交付決定を受けた者に係る第11条から第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域資源を活用した新商品の開発、改良及び販売促進に係る事業	当該事業に要する次の経費 謝金、旅費、原材料費、消耗品費、備品等購入費、備品等賃借料、デザイン費、手数料、印刷費、広告宣伝費、展示会等出展費、通信運搬費、委託費、その他町長が特に必要と認める経費	3分の2	50万円
地域資源を活用した既存商品の販売促進に係る事業	当該事業に要する次の経費 謝金、旅費、消耗品費、備品等購入費、備品等賃借料、デザイン費、印刷費、広告宣伝費、展示会等出展費、通信運搬費、委託費、その他町長が特に必要と認める経費	3分の2	20万円

備考

- 1 同一の補助金の交付対象者における補助金の交付回数は、1年度につき1回に限る。
- 2 補助金の額は、事業に要する実支出額から国又は地方公共団体から受けた補助等を減じた額に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い方とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

事業計画書

(1) 商品名 _____

(2) 事業の着手予定日 年 月 日

(3) 事業の完了予定日 年 月 日

(4) 事業の目的

(5) 事業の内容

(6) 事業計画

年 月	項 目

(7) 予算書(補助対象経費の使用方法及び算出等)

(単位：円)

補助対象経費の使用状況	事業に要する経費 (総事業費)	補助対象経費	補助対象経費の算出	
使 途 内 訳				
	合 計			

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

阿見町長



阿見町新商品開発等支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました補助金については、下記のとおり決定しましたので、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付・不交付の別	交付 / 不交付
不交付の場合、その理由	
交付決定額	円
備考	<p>1 阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第6条ただし書きに規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 補助事業の目的達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更</p> <p>(2) 補助の対象となる経費の20%以内の変更</p> <p>2 補助金の交付を受けた事業について、その完了の翌年度から起算して3年間は、各年度の10月末日までに、販売状況等報告書の提出が必要になります。</p>

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

阿見町長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の変更等承認申請書

年 月 日付 第 号で決定通知がありました阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

補助事業に係る商品名	
変更・中止・廃止の別	変更 ・ 中止 ・ 廃止
変更等の内容	
変更等の理由	
添付書類	

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

阿見町長



阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の変更等承認通知書

年 月 日付けで申請がありました阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の変更等について、下記のとおり決定しましたので、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 変更・中止・廃止の別 変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 承認の別 承認する / 承認しない

3 承認の内容

変更等する項目	
変更等の内容	

阿見町長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

阿見町新商品開発等支援補助金に係る補助事業の実績報告書

年 月 日付 第 号で決定通知がありました阿見町新商品開発等
支援補助金に係る補助事業が完了しましたので、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱
第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業に係る商品名 _____

2 実績の概要

(1) 補助事業に係る実支出額	_____	円
(2) 交付決定額	_____	円
(3) 既交付額	_____	円
(4) 精算額	_____	円

3 添付書類(添付した書類の左側に☑をしてください。)

- 事業実施報告書(別紙)
- 支払証拠書類の写し(領収書、見積書、請求書、払込書等)
- 補助事業に係る契約書の写し
- 補助事業実施に係る写真(開発又は改良した商品、作成したチラシ等)

別紙

事業実施報告書

1 商品名 _____

2 事業の目的

--

3 事業の内容

事業着手日	年	月	日
事業完了日	年	月	日

4 事業の効果(成果)

--

5 決算書

(単位：円)

補助対象経費の使用方法		補助事業に 要する経費 (総事業費)	補助対象 経費	補助対象経費の算出
使 途 内 訳				
	合	計		

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

阿見町長



阿見町新商品開発等支援補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のありました補助金については、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第
9条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|--------------|-------|--|---|
| 1 補助事業に係る商品名 | <hr/> | | |
| 2 交付確定額 | 金 | | 円 |
| 3 既交付額 | 金 | | 円 |
| 4 残額/返還すべき額 | 金 | | 円 |

阿見町長 殿

請求者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

阿見町新商品開発等支援補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で決定通知がありました補助金について、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求の理由

--

2 概算払請求額

交付決定額		円
概算払申請額		円
既交付額		円
残額		円

3 振込先金融機関

(金融機関名)		(支店名)	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

阿見町長 殿

請求者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

阿見町新商品開発等支援補助金請求書

年 月 日付 第 号で確定通知のあった補助金について、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求内容

① 補助事業に係る商品名	
② 交付確定額	円
③ 既交付額(概算払を受けた額)	円
④ 請求額(②-③)	円

2 振込先金融機関

(金融機関名)		(支店名)						
預金種別	普通・当座							
フリガナ								
口座名義人								

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

阿見町長

阿見町新商品開発等支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した阿見町新商品開発等支援補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、阿見町新商品開発等支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消額 円
- 3 取消しの理由